

第25号議案

志木市介護保険条例の一部を改正する条例

志木市介護保険条例（平成12年志木市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「いう」の次に「。次条及び附則第8条において同じ」を加え、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第8条において同じ。）」に改め、附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第7条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規

定する給与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額を加えた額によるものとし」と、「第 33 条の 4 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定」とあるのは「による特別控除」とする。

- 2 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,619,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 6 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア、第 15 号ア及び第 16 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に 100,000 円を加えた額によるものとし」と、「第 33 条の 4 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定」とあるのは「による特別控除」とする。
- 3 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 1,619,000 円以上 1,900,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 6 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア、第 15 号ア及び第 16 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に 650,000 円から令和 7 年給与所得控除額（令和 7 年中の所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等の収入金額から、

当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし」と、「第33条の4第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは「による特別控除」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第8条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下であ

る場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 1,619,000 円以上 1,900,000 円未満であり、かつ、1,350,000 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000 円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5（以下「別表第 5」という。）の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第 295 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,619,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 100,000 円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 1,619,000 円以上 1,900,000 円未満であり、かつ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000 円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第 5 の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得

た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

志木市長 香川武文

提 案 理 由

介護保険法施行令の改正に伴い、保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等を定めたいので、地方自治法第14条第1項の規定により、提出するものである。